

第 12 期 決算 公告

令和8年10月27日
東京都三鷹市下連雀一丁目20番12号
オータホールディングス株式会社
代表取締役 宇佐美崇弘
貸借対照表の要旨(令和8年7月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産部	流動資産	187
	固定資産	1,429
	合 計	1,616
負債純資産及び部	流動負債	32
	固定負債	695
	株主資本	888
	資本剰余金	10
	資本剰余金	557
	その他資本剰余金	557
	利益剰余金	320
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	320
	合 計	1,616

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号
(甲) 株式会社 L I E N L E G A M F
代表取締役 宇佐美崇弘
東京都三鷹市下連雀一丁目二〇番一二号
(乙) オータホールディングス株式会社

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨及び開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 左記のとおりです。
令和八年十月二十七日
代表取締役 中野 哲夫

相續債権者受遺者への請求申出の催告
本籍名古屋市中区中味 鏡一丁目五三七番地、
最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 森屋 俊春
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相續債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から三箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。
令和八年十月二十七日
名古屋市中区丸の内三―一四―一三 本町
法務ビル四階 永富法律事務所
相續財産清算人 弁護士 森川 聖也
相續債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府京都市右京区太秦井戸ケ尻町一五
番地、最後の住所京都市右京区太秦井戸ケ尻
町一五番地 被相続人 亡 西川 周治

第 5 期決算公告

期決算公告 令和 8 年10月27日
東京都世田谷区砧八丁目16番 7 号
株式会社ボーラーベア
代表取締役 佐藤 善亨
昭表の要旨(令和 7 年12月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	16,847
	固定資産	495,723
	資産合計	512,947
負債 及 資本 部	流動負債	515,200
	負債合計	515,200
	株主資本	△2,253
	資本金	20,000
	利益剰余金	△22,253
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△22,253 (5,137)
	純資産合計	△2,253
	負債・純資産合計	512,947

東京都世田谷区砦八丁目一六番七号
株式会社ポニーレーバ
代表取締役 佐藤 善亨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

右被相続人の相続人のあることが不明なので
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年十月二十七日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都
ビル八階 河本総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 由希子

本籍京都市中京区西ノ京式部町五四番
地、最後の住所京都市上京区黒門通下長者町
下る吉野町六八七番地二 洛和グループホー
ム二条城北 被相続人 亡 加藤 昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

第 63 期 決算公告

令和8年10月27日
東京都大田区久が原三丁目38番5号
株式会社大國
代表取締役 中嶋統一郎
貸借対照表の要旨

科 目		金 額
資 産 部	流 動 資 産	90,025
	固 定 資 産	72,146
	合 計	162,171
負 純 資 産 及 び 部	流 動 負 債	183
	株 主 資 本	161,988
	資 利 本 金	25,000
	利 益 剰 余 金	136,988
	利 益 準 備 金	700
	そ の 他 利 益 剰 余 金	136,288
	(うち当期純利益)	(20,593)
	合 計	162,171

代表取締役 中嶋統一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年十月二十七日

京都市中京区東洞院竹屋町下ル三本木五
四七〇竹屋町法曹ビル 坂口俊幸法律事務
所 相続財産清算人 弁護士 漆山 穰

相続債権者受遺者の請求申出の催告

本籍島根県大田市川合町忍原イ一八二番地、
最後の住所広島県安芸郡府中町大通一丁目八
番一三号 被相続人 亡 高木 光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四
日まで請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

第 13 期決算公告

第13期決算公告 令和8年10月27日
東京都港区赤坂三丁目17番3号
株式会社ナナメウエ
代表取締役 石濱 嵩博
貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	222,657
	固定資産	94,329
	資産合計	316,986
負債純資産及び部	流動負債	81,577
	固定負債	86,003
	株主資本	149,405
	資本	50,000
	資本剰余金	2,396,692
	資本準備金	1,222,846
	その他資本剰余金	1,173,846
	利益剰余金	△2,297,287
	その他利益剰余金	△2,297,287
	(うち当期純損失)	(526,381)
	負債・純資産合計	316,986

株式会社ナメウ工
代表取締役 石濱 嵩博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四十万五千元、資本準備金の額を九億二千三百三十六千六十一円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十七日
 広島市西區天満町五番四―四〇五号
 相続財産清算人 司法書士 奈古屋 潔
 相続債権受遺者への請求申出の催告
 本籍広島市佐伯区五日市町大字皆賀六四〇番
 地、最後の住所広島県廿日市市津田八五四番
 地 被相続人 亡 大田 洋子
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、
 一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四
 日までに請求の申出をして下さい。
 しす。
 しす。
 令和八年十月二十七日
 広島市中区本川町二丁目一番九号 WAKO
 本川町ビル九階岸田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 岸田 洋一